

飛島公共交通バス検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会(以下「協議会」という。)設置要綱第9条に規定する専門部会として、飛島公共交通バス、飛島コミュニティバス及び海南病院通院支援タクシーのあり方及び最適な運行について検討するため、飛島公共交通バス検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 議会議長が指名する者
- (3) 区長会長又はその指名する者
- (4) 飛島村老人クラブ連合会長又はその指名する者
- (5) 西部臨海地帯企業連絡協議会長又はその指名する者
- (6) 村職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

2 検討委員会にオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第4条 検討委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

2 役員は、委員の中から、委員の互選により定める。

3 会長は、検討委員会の事務を掌理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会においては、会長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、審議事項に係る部署の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

飛島公共交通バス検討委員会名簿（第2条関係）

（敬称略・順不同）

委員区分	職 名	氏 名	備考
第1号	愛知工業大学工学部客員教授	伊豆原 浩二	
第2号	飛島村議会議員	橋 本 涉	
	飛島村議会議員	井 田 晴 己	
第3号	飛島村区長会長	小 川 幸 男	
第4号	飛島村老人クラブ連合会会長	服 部 康 夫	
第5号	名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会事務局長	西 村 一 彦	
第6号	飛島村副村長	服 部 高 幹	
	飛島村教育長	田 宮 知 行	
	飛島村会計管理者	貝 沼 朗 史	
	飛島村総務部長	早 川 忠 孝	
	飛島村開発部長	堀 田 一 也	
	飛島村民生部長	佐 藤 國 夫	
	飛島村教育部長	岡 村 和 仁	
第7号	三重交通(株)桑名営業所長	西 山 明 寛	
	名古屋近鉄タクシー(株)蟹江営業所長	水 谷 隆	